

# 特定非営利活動法人新形質米普及会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人新形質米普及会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を栃木県宇都宮市砥上町492番地に置く。

(目的)

第3条 この法人は、全国の公的試験研究機関等が中心になって開発した機能特性米等の普及を図り、もって国民の健康増進および福祉に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の各号の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 前号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係わる事業として次の事業を行う。

- (1) 低タンパク質（低グルテリン）米、巨大胚芽米、色素米（以下機能特性米等という。）の生産に関わる事業
- (2) 機能特性米等の収穫・調製・加工に関わる事業
- (3) 前各号の活動を支援するための研修会、交流会等の情報交換に関わる事業
- (4) 機能特性米等の種子の販売、斡旋
- (5) 機能特性米等の穀実の販売、斡旋
- (6) 前各号の事業に付帯する事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下法という。）上の会員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の運営及び活動に参画する個人または団体
- (2) 一般会員 この法人の目的に賛同して入会し、法人の活動に参画する個人または団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を援助するため入会した個人及び団体

(入会)

第7条 入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会をみとめなければならない。理事長は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

- 第9条 会員がつぎの各号ひとつに該当するときは、その資格を喪失する。
- (1) 退会届を提出したとき
  - (2) 本人が死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき、また団体が消滅したとき
  - (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
  - (4) 除名されたとき
- (退会)
- 第10条 正会員は理事長が別に定める脱会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。
- (除名)
- 第11条 正会員がつぎの各号のひとつに該当するときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) この定款のほか、当法人の規則に違反したとき
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- (抛出金品の不返還)
- 第12条 既に納入した入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

- (種別および定数)
- 第13条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 5名以上10名以内
  - (2) 監事 2名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名を副理事長とする。
- (選任等)
- 第14条 理事および監事は、総会において選任する。
- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
  - 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
  - 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
  - 5 監事は理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。
- (職務)
- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときまたは理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
  - 3 理事は理事会を構成し、この定款の定め、および理事会の議決に基づいて、この法人の業務を執行する。
  - 4 監事は、つぎに掲げる職務を行う。
    - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること
    - (2) この法人の財産の状況を監査すること
    - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること
    - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること
    - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事

に意見を述べること

(任期等)

- 第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。  
2 補欠のため、または増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。  
3 役員は辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のひとつに該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。  
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられないとみとめられるとき  
(2) 職務上義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき  
2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明に機会を与えなければならない。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。  
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。  
3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長、その他の職員を置くことができる。  
2 職員は理事長が任命する。

(顧問)

- 第21条 この法人に、会の運営に指導助言する顧問を置くことができる。  
2 顧問は、理事会の承認を受けて理事長が任免する。

## 第4章 会議

(種別)

- 第22条 この法人の会議は、総会および理事会の2種とする。  
2 総会は通常総会および臨時総会とする。

(総会の構成)

- 第23条 総会は正会員をもって構成する。

(総会の権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。  
(1) 定款の変更  
(2) 解散および合併  
(3) 事業計画および収支予算ならびにその変更  
(4) 事業報告および収支決算  
(5) 役員の選任また解任、職務および報酬  
(6) 入会金および会費の額  
(7) 借入金その他新たな義務の負担および権利の放棄  
(8) 事務局の組織および運営  
(9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回8月に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

第26条 総会は、前条2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第27条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議決は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第30条 正会員の表決権は平等なものとする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号の規定の適用については出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることが出来ない。

(総会の議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印または署名しなければならない。

(理事会の構成)

第32条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第33条 理事会はこの定款に別に定める事項のほか、つぎの事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行にかかわる事項

(理事会の開催)

第34条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第35条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条2号の場合にはその日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項および次第1項第2号の規定の適用について、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることが出来ない。

(理事会の議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事総数および出席者数（書面表決者にあつては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要および議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名押印または署名しなければならない。

## 第5章 資産及び会計等

(構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

2 この法人の資産はこれを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法に定めるところに従って、おこなうものとする。

(会計区分)

第43条 特定非営利活動に係わる会計。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画および予算)

第45条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定に係わらず、止むをえない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第47条 予算超過または予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更生)

第48条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更生をすることができる。

(事業報告および決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書など決算に関する書類は、毎事業年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるものの外、借入金の借り入れの外新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第6章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄官庁の認証を得なければならない。

(解散)

第52条 この法人は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。ただし破産合併の場合の解散を除く。

(残余財産の帰属先)

第54条 この法人が解散したときに残余する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第8章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次のとおりとする。

理事長	田鍋 允
副理事長	市原 健 野田 正行
	柿沼 健次
理事	吉野 静雄
理事	吉野 新
理事	鈴木 康男
理事	岡部 弘安
監事	山野井 好一
監事	渡部 義彦
- 3 この設立当初の役員の任期は定款第16条第1項の規定にかかわらずこの法人の成立の日から平成15年7月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第44条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年5月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金および会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	10,000円
(2) 年会費	12,000円(月額1,000円)
- 7 平成14年6月28日から施行する。

- 8 平成29年6月 5日から施行する。
- 9 平成30年3月29日から施行する。
- 10 令和元年8月30日から施行する。